

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢板市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県矢板市長

公表日

令和6年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に則り、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請受理、進達事務、手帳情報の照会事務、手帳交付事務を行う。 あわせて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の関連法の規定に則り、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の給付に関する事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に則り、自立支援医療費に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書、請求書、現況届の確認 ②進達事務 ③手帳関連事務及び手当給付に必要な各種情報の照会 ④手当の認定要件、受給要件に必要な各種情報の照会 ⑤自立支援医療費の認定、認定の変更等に必要な各種情報の照会
③システムの名称	障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

身体障害者手帳情報ファイル
精神障害者保健福祉手帳情報ファイル
手当情報ファイル
支給停止情報ファイル
所得状況ファイル
支給ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表の第20、22、66、67、117項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第91～93、119、144～146項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第11、15、20、29、37、42、75、80、81、125、144、155、161項 (受任の根拠) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条、別表第一の第17の4項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢板市総務課行政担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢板市総務課行政担当 0287-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の申請時のマイナンバー取得の原則化について、本人確認の手段、住基ネット照会について、住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法等の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保護管理者(保護責任者に相当)への研修、事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月18日	I－1－②事務の概要	身体障害者福祉法や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に則り、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請受理、進達事務、手帳情報の照会事務、手帳交付事務を行う。 あわせて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の関連法の規定に則り、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の給付に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書、請求書、現況届の確認 ②進達事務 ③手帳関連事務及び手当給付に必要な各種情報の照会 ④手当の認定要件、受給要件に必要な各種情報の照会	身体障害者福祉法や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に則り、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請受理、進達事務、手帳情報の照会事務、手帳交付事務を行う。 あわせて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の関連法の規定に則り、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の給付に関する事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に則り、自立支援医療費に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書、請求書、現況届の確認 ②進達事務 ③手帳関連事務及び手当給付に必要な各種情報の照会 ④手当の認定要件、受給要件に必要な各種情報の照会 ⑤自立支援医療費の認定、認定の変更等に必要な各種情報の照会	事前	
平成29年10月18日	I－1－③システムの名称	障害者福祉システム SWAN(宛名)システム	障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム	事前	
平成29年10月17日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第11、14、46、47項	番号法第9条第1項、別表第一 第11、14、46、47、84項	事前	
平成29年10月18日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第22、23、24、25、66、67、68、69、85項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第23、66、67、68、69、85、108、109、110項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月22日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第23、66、67、68、69、85、108、109、110項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第23、66、67、68、69、85、108、109、110項 (番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令) 第55条第6号、第7号、第10号、第55条の2第2号、第55条の3第2号 (栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例) 第2条、別表第一 17の4	事前	
平成31年2月4日	新様式への変更			事後	
平成31年2月4日	I－1－③システムの名称	障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム	障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成31年2月4日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第11、14、46、47、84項	番号法第9条第1項、別表第一の第11、14、46、47、84項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第11条、第14条、第37条、第38条、第60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第23、66、67、68、69、85、108、109、110項 (番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令) 第55条第6号、第7号、第10号、第55条の2第2号、第55条の3第2号 (栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例) 第2条、別表第一 17の4	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第66、67、68、85、108、109、110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16、19、26、56の2、57、87、108、116項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (受任の根拠) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条、別表第一の第17の4項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月30日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第66、67、68、85、108、109、110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第16、19、26、56の2、57、87、108、116項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (受任の根拠) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条、別表第一の第17の4項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第66～68、85、108～110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第8、11、16、19、26、56の2、57、87、108、116項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第7条、第10条、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (受任の根拠) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条、別表第一の第17の4項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第66～68、85、108～110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第8、11、16、19、26、56の2、57、87、108、116項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第7条、第10条、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (受任の根拠) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条、別表第一の第17の4項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第66～68、85、108～110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第8、11、16、19、26、56の2、57、87、108、116項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第7条、第10条、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 (受任の根拠) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条、別表第一の第17の4項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月3日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第66～68、85、108～110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第8、11、16、19、26、56の2、57、87、108、116項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第7条、第10条、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 (受任の根拠) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条、別表第一の第17の4項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第66～68、85、108～110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第37条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第8、11、16、19、26、56の2、57、87、108、116項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第7条、第10条、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 (受任の根拠) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条、別表第一の第17の4項	事後	
令和6年12月10日	新様式への変更			事後	
令和6年12月10日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第11、14、46、47、84項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第11条、第14条、第37条、第38条、第60条	番号法第9条第1号 別表の第20、22、66、67、117項	事後	

